

# 再生可能エネルギー設備導入事業 低利融資の御案内



県では、再生可能エネルギー設備の導入を支援するため、県内事業者を対象とした低利融資を実施しています。ぜひ、御活用ください。

## 1 融資の対象者

県内に事業所を有する中小企業者※1（中小企業者として創業する者を含む。）で、県内に再生可能エネルギー設備※2を導入する事業者



## 2 貸付の条件

資金使途 ※3	融資限度額 ※4	貸付期間 (据置期間)	貸付利率	保証料率
設備資金 運転資金	2億8千万円 以内	15年以内 (2年) 10年以内 (1年)	3年以内 年1.7%以内 3年超10年以内 年1.9%以内 10年超15年以内 年2.1%以内	0.45%~ 1.7% (普通保証)
設備資金	2億円 以内	15年以内 (2年)	3年以内 年1.7%以内 3年超10年以内 年1.9%以内 10年超15年以内 年2.1%以内	1.05% (エネルギー 対策保証)

## 3 申込手続き

県内の普通銀行、信用金庫及び株式会社商工組合中央金庫にお申し込みください。

## 4 お問合せ先

岩手県環境生活部環境生活企画室  
電話 019-629-5271 FAX 019-629-5334  
メールアドレス AC0001@pref.iwate.jp



### [留意事項]

- ※1 岩手県信用保証協会の信用保証を必須としているため、保証対象業種である必要があります。（農業・林業・漁業・金融業・保険業などは一部を除き、対象となりません。）
- ※2 対象となる再生可能エネルギー設備は、太陽光や風力、水力、地熱、バイオマス等の発電設備のほか、太陽熱、地中熱、チップボイラー等の熱利用設備です。
- ※3 資金の使途は、設備整備と同時期に行われる土地取得等に要する資金を含みますが、エネルギー対策保証による資金については、設備資金（発電設備、架台、蓄電装置、制御装置又は系統連系設備等）のみとなります。また、発電設備に付帯する蓄電池を導入する場合にも利用することができます。
- ※4 融資限度額は、1企業あたり合計4億8千万円以内となります。
- ※その他
  - ・保証人は、原則として法人における代表者を除き不要となります。また、担保は、取扱金融機関の所定の条件となります。
  - ・貸付の条件の詳細については、岩手県再生可能エネルギー発電施設等立地促進資金貸付要綱をご覧ください。
  - ・御利用にあたっては、金融機関及び岩手県信用保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。